

山口市中小企業成長支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、既存事業分野から新たな事業分野への進出や経営多角化・経営改善等を目指すにあたり、専門家の派遣により指導を受ける中小企業者に補助金を交付し、中小企業の経営基盤強化及び事業規模拡大を促進することにより、本市の産業振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

ウ その他市長が適当と認めるもの

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、当該年度を除く過去3か年度に同様の事業内容で当該補助金の交付を受けていないものとする。

(1) 公益財団法人やまぐち産業振興財団の提供する専門家派遣事業により、専門家の派遣を受け、適切な支援、診断及び助言を得て、問題解決を図る中小企業者。

(2) 山口商工会議所又は山口県央商工会の提供するエキスパートバンク事業により、専門家の派遣を受け、適切な支援、診断及び助言を得て、問題解決を図る中小企業者。

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認めた専門家派遣事業により、問題解決を図る中小企業者。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業に要した経費のうち専門家派遣への謝金のみとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内、上限金額を5万円とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、事業を終了した日から30日を経過する日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、山口市中小企業成長支援補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査を行い、適当と認める場合は山口市中小企業成長支援補助金交付決定通知書（別紙様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 申請者は、前条に規定する補助金交付決定通知書を受理した後、速やかに本市の指定する請求書を市長へ提出するものとする。

2 市長は、請求書を受け取った後、30日以内に当該申請者に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付した補助金の全部または一部を返還させることができるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反があったとき。
- (3) 補助金の申請に偽りその他不正行為があったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合の他、返還する必要があると認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

山口市長 様

所在地
申請者 名 称
代表者名 (※)
(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

山口市中小企業成長支援補助金交付申請書

山口市中小企業成長支援補助金の交付を受けたいので、山口市中小企業成長支援補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 交付申請額 _____ 円

2. 算出根拠

補助対象経費総額 (A)	交付申請基礎額 (A × 1 / 2)	交付申請額 (百円未満切捨て)
円	円	円

(添付書類)

- 1 領収書等の写し
- 2 1に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

年 月 日

様

山口市長 伊藤 和貴

山口市中小企業成長支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山口市中小企業成長支援補助金交付申請については、下記のとおり交付することに決定したので、山口市中小企業成長支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1. 交付決定額 _____ 円
- 2. その他